

「平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

今回は、平成19年能登半島地震について、局地的な災害によって大きな復旧費用が必要になった市町を単位として、局地激甚災害の指定を行うこととしました。

また、これに併せ、局地激甚災害の早期指定を可能とする内容の指定基準の改正を行いました。

背景

3月25日9時42分頃、能登半島沖の深さ11kmを震源とするマグニチュード6.9（暫定値）の地震が発生し、石川県七尾市、輪島市、鳳珠郡穴水町で震度6強を、石川県羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡能登町で震度6弱を観測したほか、北陸地方を中心に北海道から中国及び四国地方にかけて震度5強～1を観測しました。これにより、石川県を中心に大きな被害が生じました。

<参考：石川県における被害の状況>

| | 公共土木施設等 | 農地等 | 中小企業関係 |
|-----------|---------|------|--------|
| 復旧事業費の見込額 | 231億円 | 18億円 | 399億円 |

（被害額）

政令の概要

今回の政令は、局地激甚災害指定基準に照らし、平成19年能登半島地震について、激甚災害の指定を行うものです。具体的な対象区域及び適用措置は以下の通りです。

【対象区域及び適用措置】

石川県鳳珠郡能登町（2章、5条、6条、24条）

石川県七尾市（2章、12条、13条、24条）

石川県輪島市（2章、5条、6条、12条、13条、24条）

石川県羽咋郡志賀町（2章、5条、6条、12条、13条、24条）

石川県鳳珠郡穴水町（2章、5条、6条、12条、13条、24条）

石川県珠洲市（5条、6条、24条）

局地激甚災害指定基準の改正

従来の局地激甚災害指定基準では、公共土木関係及び農地等の措置については、確定した査定事業費を指標として用い、年度末に一括して指定を行っていました。

今回、この指定基準を見直し、公共土木関係及び農地等の措置について、査定見込額が明らかに現行の指定基準を超えると見込まれる場合には、中小企業関係の特例又は森林関係の措置と同一政令において、早期に指定を行えることとしました。

< 参考：措置の概要 >

(法第 2 章) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等 (以下「負担法等」という。) の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(70% 81% (全体平均、過去 5 年間の実績))

(法第 5 条) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (以下「暫定法」という。) 等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(84% 94% (農地、過去 5 年間の実績))

(法第 6 条) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(20% 30 ~ 90%)

(法第 1 2 条) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げの特例措置を講ずる。

(法第 1 3 条) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金等について、その償還期間を 2 年間以内において延長する。

(法第 2 4 条) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

政令第六十二号

平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

| 激 甚 災 害 | 適 用 す べ き 措 置 |
|-----------------------------------|---------------|
| 平成十九年能登半島地震による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの | |

| | |
|-------------------------|---|
| イ 石川県鳳珠郡能登町 | 法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定する措置 |
| ロ 石川県七尾市 | 法第三条、第四条、第十二条、第十三条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 |
| ハ 石川県輪島市、羽咋郡志賀町及び鳳珠郡穴水町 | 法第三条から第六条まで、第十二条、第十三条及び第二十四条に規定する措置 |
| ニ 石川県珠洲市 | 法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置 |

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三三号）第一条第一項及び第四十三条第
一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、

これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。